



—「市民協働のまち」の実現にむけて
公益的な活動や事業を支援します—

写真コンテスト作品
～安らぎのひととき～

令和 7 年度 東松島市地域まちづくり交付金（一般提案事業）手引き



写真コンテスト作品
～朝の光を感じて～

東松島市 総務部 市民協働課

目 次

1	事業概要	4
2	対象事業	4
3	対象団体	6
4	募集区分	6
5	対象経費	7
6	交付対象事業期間	7
7	手続きの流れ.....	8
8	事前説明会.....	9
9	交付申請書類の提出	9
10	事前審査.....	10
11	本審査	10
12	交付決定・請求・額の確定.....	12
13	交付決定団体の事業の実施について	12
14	事業計画変更	13
15	中間報告.....	13

1 6	実績報告書提出	13
1 7	事業成果報告	14
1 8	まちづくり活動研修会	14
1 9	その他	15
2 0	質問一覧（Q & A）	15
2 1	資料	17

1 事業概要

東松島市地域まちづくり交付金（一般提案）は、東松島市における市民協働のまちづくりの推進に向けて「東松島市第2次総合計画後期基本計画」（以下「後期基本計画」という。）に基づき、市民が主体となり地域課題の解決や住みよいまちづくりに向けて実施する公益的な活動や事業を支援する制度です。

市が現在取り組む政策・施策等を重要テーマと位置づけ、市と市民が相互に協力し合う「市民協働のまち」の実現に向けて取り組む事業を募集します。

2 対象事業

以下の全ての要件を満たしていること。

- ①後期基本計画における「まちづくりの将来像・基本理念・方向性・政策・施策」の中から選択された重要テーマに基づいた事業であること
- ②東松島市民を対象とした、地域課題の解決を目指すまちづくり事業であり、年間を通して活動を行う事業であること
- ③本交付金を過去に3回以上交付されていない事業であること
- ④自立した事業実施を目指し、本交付金の交付終了後も継続した活動が可能な事業であること
- ⑤政治活動・宗教活動又は主に営利活動を目的（※）とした事業でないこと
※売上金や利益等を出資者で分配することを意味します。
イベント等での物品の販売やバザー等で売上収入があった場合でも、次の活動資金として活用すれば「営利目的」にはあたりません。
- ⑥国・県・市や公共的な団体から、重複助成を制限されている事業でないこと
※本交付金は他の助成等と併用することは可能です。ただし、他の助成制度を利用予定の団体は、その制度が他の補助との併用が制限されていないか、予め確認をお願いします。

後期基本計画における「まちづくりの将来像・基本理念・方向性・政策・施策」＝重要テーマ

（まちづくりの方向性1）産業と活力のある住みたくなるまち	
1 基幹産業としての農林水産業の活性化	2 地域の資源を生かした観光の振興
3 商工業振興・企業誘致と働く場の確保	4 移住・定住の促進
（まちづくりの方向性2）子育てしやすく誰もが健康で安心して暮らせるまち	
1 子育て環境の充実	2 高齢者・障がい者等への支援充実
3 健康づくりの推進	4 心の復興と地域コミュニティの充実
（まちづくりの方向性3）次代を担う人材を育む学びと文化・スポーツのまち	
1 子どもたちの可能性を広げ伸ばす学力の向上	2 地域と一体となった豊かな心の育成と生涯学習の推進
3 文化の継承と創造	4 全世代にわたるスポーツの振興
（まちづくりの方向性4）災害に強く安全で快適で美しいまち	
1 災害に強いまちづくりの推進	2 消防・交通安全・防犯体制の強化
3 快適で美しい自然環境の形成と保全	4 良好な住環境の整備
5 安全で利便性の高い交通環境の充実	
（まちづくりの方向性5）持続可能な行財政運営が図られる市民から信頼されるまち	
1 効率的で持続可能な行財政運営	2 国・宮城県及び多様な主体との連携
3 利便性の高い行政サービスの提供	

対象事業の例

(※あくまで一例であり、事業内容により交付対象となるかどうかは異なります。団体の活動・事業と重要テーマとのつながりをイメージしながら創造的に検討することを推奨します。)

選択する重要テーマ	事業内容
移住・定住の促進	・移住希望者への移住相談や移住先の地域案内、地域住民との交流事業などを行うことで、移住希望者と地域を結びつけ、移住・定住を促進するとともに地域活性化を目指すなど。
子育て環境の充実	・子育て中の親が気軽に集い、相談や情報交換ができる場所の提供を行うことで、安心して子育てできるような子育て環境の充実を図るなど。
高齢者・障がい者等への支援充実	・ボランティアによる高齢者や障がい者等への日常生活の中の困りごとに対する支援を行い、安心して暮らせるまちづくりを目指すなど。
子どもたちの可能性を広げ伸ばす学力の向上	・核家族化や共働きが増える中で、子どもが孤立しないような居場所づくりとともに、地域の方や学生ボランティアなど様々な人と関わりを持ち、学び、経験をすることで、子ども達の視野を広げ、多様な能力を向上させる機会の創出を行うなど。
地域と一体となった豊かな心の育成と生涯学習の推進	・地域の集会所などに講師を派遣して、パソコンやスマートフォンの操作を学ぶ講座を開催し、地域活動のデジタル化による地域力の向上や地域内での学び合いにつなげることを目的とするなど。
災害に強いまちづくりの推進	・自然災害に対する防災・減災について、就労している若い世代や親子など、比較的若い世代が参加しやすい研修会やワークショップを実施し、防災について考える機会を提供することにより、市民の防災意識を高めるなど。
良好な住環境の整備	・環境破壊を少しでも減らすために「循環型の社会」を目指して、家庭で不要になった衣服や雑貨等を寄付してもらい、捨てることなく再利用しやすい環境の整備を図り、次の利用者へつなげる活動を行うなど。

※特定の方が参加する趣味のサークル活動等は対象となりません。ただし、その活動を通して、不特定多数の市民を対象とした公益性のある事業を実施する場合は対象となる場合があります。市民協働課までご相談ください。

3 対象団体

次の要件のいずれにも該当する団体が対象となります。

- ①市内で公益的なまちづくり活動をしていること。
- ②構成員が5人以上であること。
- ③会則等を有していること。
- ④入退会が自由であること。
- ⑤宗教活動又は政治活動を目的としない団体であること。
- ⑥公序良俗に反する活動又はそのおそれがある活動をしていない団体であること。
- ⑦東松島市暴力団排除条例（平成24年東松島市条例第44号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等の統制下にある団体でないこと。
- ⑧事業を遂行する意欲・能力等を有し、責任をもって活動できる団体であること。
- ⑨中間報告会や事業成果報告会、まちづくり活動研修会など、市の指定する会合に参加ができること。
- ⑩本交付金事業の終了後も継続して活動を実施する意思があること。
- ⑪地区自治会（「東松島市地区自治会設置規則」に基づくもの）および地域自治組織（「東松島市まちづくり基本条例」に基づくもの）でないこと。

4 募集区分

募集区分は次の2つです。

○**新規事業**：この交付金を受けたことのない事業

○**継続事業**：この交付金を受けたことのある事業

事業区分	交付団体数	申請上限額	交付回数	交付率
新規事業	3団体以内	上限30万円	1回	交付対象経費の 10分の10
継続事業	6団体以内	上限10万円	2回	

※同一団体が行う同一事業の交付回数は、あわせて3回まで交付金を受けることができます。

同一年度内では1団体につき1事業の申請が可能です。（複数事業の申請不可）

※いずれの事業も、交付金だけの事業運営となるような申請は認めません。必ず団体の自己資金を確保し、事業運営を行うようにしてください。

（交付対象経費が、交付申請額以下となる事業は申請できません。）

申請イメージ（同一事業を複数回申請する場合）

申請回数	事業区分
1回目	新規事業
2回目	継続事業（1回目）
3回目	継続事業（2回目）
4回目以上	申請できません

※新規事業、継続事業ともに申請年度毎に審査があります。

前年度交付決定を受けていても、翌年度に交付決定を受けられるかは審査内容次第となります。

5 対象経費

項目	交付対象経費	対象外経費
報償費	講師や専門家への謝礼や交通費など	団体構成員の人件費（謝金や日当）など
需用費	印刷費、原材料費、消耗品購入費、燃料費、食料費など	団体の懇親を目的とした会合などの飲食代 団体事務所の光熱水費など
役務費	通信運搬費（郵便料、切手代など）、保険料など	私用の電話料金や事業に起因しない保険料など
使用料	会場使用料、機材等のレンタル料金など	団体事務所の家賃など
備品購入費	設備・機器などの備品購入費など（交付金申請額の概ね4分の1の金額まで）	交付金申請額の概ね4分の1を超える購入費
その他	事業の性質上、必要と認められる経費（事前に市担当課にご相談ください。）	団体の運営に係る経費 領収書などにより支払いが明確に確認できないもの

※交付金の対象となる経費は事業実施にかかる必要な経費となります。

団体の運営にかかる経費（団体事務所の光熱水費や家賃）や団体構成員への人件費（謝金や日当）、交付対象事業実施期間外に支出された経費については対象外となります。

6 交付対象事業期間

令和7年度の交付対象となる事業期間は、交付決定日以降（令和7年6月初旬予定）～令和8年2月28日（土）とします。

この期間の前後に支出した経費は、交付対象外となります。

交付金の申請にあたっての準備について

交付金の申請にあたり、団体の定款や規則、役員名簿、団体名義の口座などが必要となります。また、事業計画の作成等、書類の準備に時間がかかる場合があります。事前に申請書類等を確認し、申請に向けて十分な準備をしましょう。

7 手続きの流れ

時期	事業実施団体	東松島市・まちづくり市民委員会
前年度 3月～ 実施年度 4月	事前説明会 事業の概要やスケジュール、交付対象経費や提出書類の書き方やポイント等についての説明会を実施します。	
4月上旬～ 4月下旬	交付申請書類の 作成・提出 → 交付申請書類の 確認・受領 事業の計画や経費等について市民協働課で事前確認を行います。内容の確認や修正が必要となる場合がありますので、早めの提出をお願いします。	
5月	5月21日(水)(書類審査・プレゼンテーション審査) 団体からの提出書類をもとに事業内容を書類およびプレゼンテーションにて審査します。	
6月以降	交付決定通知の受領 ← 交付決定通知の送付 ↓ 事業実施 (～2月末) ← 交付金(概算払) 請求 → 交付金交付 手続き	
9月～10月	中間報告 事業の進捗状況について、まちづくり市民委員会で、書面およびプレゼンテーションによる中間報告を行っていただく場合があります。	
11月頃	まちづくり活動研修会 まちづくり活動事業の推進を目的とした研修会を予定しております。交付決定団体はご参加いただくようお願いいたします。	
事業完了後～ 3月末まで	実績報告書類の 作成・提出 → 実績報告書類の 受領・確認 事業内容や経費等について事務局で確認を行います。内容の確認や修正が必要となる場合がありますので、早めの提出を心がけてください。	
	交付額確定通知の受領 ← 交付額確定通知の送付	
	事業成果報告会 事業の実績について、書面およびヒアリングにて事業成果報告を行っていただきます。	

8 事前説明会

交付金の申請を予定している団体を対象に交付金に関する事前説明会を開催します。活動を開始・継続するために必要な心構えや準備物、多くの方から賛同が得られる事業計画や書類の作成の方法等、市民協働課からの説明に加え質疑応答や各種相談も受付します。**申請を検討している団体の方は、ご予約のうえ必ずご参加ください。**

日時：令和7年3月29日（土）10時～12時

令和7年3月31日（月）10時～12時

いずれかの都合のよい日にご出席ください。

場所：東松島市役所 大溜分庁舎

内容：交付金の趣旨や提出書類の説明、質疑応答など

※上記の日程で事前説明会への出席が難しい場合、市民協働課までご相談ください。

9 交付申請書類の提出

交付金の申請を希望する団体は、期日までに市民協働課に書類を提出ください。なお、提出が必要な書類は下記のとおりです。

	提出書類	備考
1	東松島市地域まちづくり交付金（一般提案）交付申請書	様式第4号
2	東松島市地域まちづくり交付金（一般提案）事業実施計画書	様式第5号
3	東松島市地域まちづくり交付金（一般提案）事業収支予算書	様式第6号
4	団体概要書	様式第7号
5	団体役員名簿	任意様式
6	団体の定款・規則等	任意様式
7	その他	必要に応じて提出願います

令和7年度の交付申請書類の受付期間は下記のとおりです。

提出期限：令和7年4月30日（水） 17時まで（必着）

提出方法：市民協働課へ直接持参、Eメール、郵送のいずれか

提出先：東松島市総務部市民協働課

住所（所在地） 東松島市矢本字大溜 16 番地 1

住所（郵送先） 東松島市矢本字上河戸 36 番地 1

TEL 0225-82-1111（内線 3803, 3808）

Eメール kyodo@city.higashimatsushima.miyagi.jp

10 事前書類確認

次の内容について、市民協働課で事前書類確認を行います。

①事業計画について

事業計画書に記載された事業内容等が本交付金の趣旨と合致しているか、計画に無理がないか等を確認します。

②収支予算について

収支予算書に記載された経費等が交付対象経費として問題ないか、収支計画に無理がないか等を確認します。

※内容の確認や申請書類の修正が必要となる場合があります。早めの提出を心がけてください。

※申請書類の提出はEメールでも可能です。書類の訂正等があった場合に、Eメールでの送受信が可能となり、来庁いただく負担も軽減できます。Eメールでの提出をご検討ください。

事前書類確認にかかる注意事項

提出された申請書類の不備や内容によって、審査に進めない場合があります。

11 審査

次の内容について、まちづくり市民委員会で審査を行います。

①書類審査

事業計画書に記載された事業内容等が本交付金の趣旨と合致しているか、計画に無理がないか等を審査します。

②プレゼンテーション審査

新規事業申請団体や、まちづくり市民委員会から指定された団体は、プレゼンテーション審査があります。団体から事業についてのプレゼンテーション（5分程度）をしていただき、その後質疑応答（5分程度）を行います。

プレゼンテーション審査では、プレゼンテーション資料が必要となります。プレゼンテーション資料は、A4で事業の活動内容が分かるものをご準備ください。（任意様式）

審査にかかる注意事項

事業の応募団体数が交付団体数を超えた場合は、評価点数の高い順に交付決定の対象となります。

また、評価点数が15点に満たない事業については不交付となります。評価点数等、審査基準の詳細については、次のページをご確認ください。

継続事業については、前回申請時の活動内容や成果も加味して書類審査を行います。

審査基準

審査項目	内容
必要性	地域課題や市民のニーズを的確に捉えた事業内容となっているか。 ＜評価のポイント＞ ・市民ニーズを事業内容に反映させているか。 ・地域課題を捉えた達成目標を定めているか。 ・特定の対象（地域や人）に限らない、公益的な事業展開を考えているか。
協働性	実施される事業は、多くの団体や市民が関わり、団体間の連携促進が期待できるか。 ＜評価のポイント＞ ・地域の課題解決に向けて、多数の市民（地域住民・企業・ボランティア・NPO・任意団体）が参加し、取り組む事業か。 ・申請団体以外に複数の市民（地域住民・企業・ボランティア・NPO・任意団体）が得意分野で力を発揮し、補い合う要素があるか。 ・協働のまちづくりのきっかけとなり、これからの地域づくりへの広がりが期待できるか。
実現性	事業の実施体制や立案した予算内容に無理や無駄がなく、人手・資金・環境・期間等の面で実現可能な事業内容となっているか。 ＜評価のポイント＞ ・事業を適切に実施できる体制が整っているか。 ・収支計画に無理がなく、不必要な経費の支出がないか。 ・事業計画が具体的か。
独創性・先駆性	事業内容や手法に創意工夫やアイデアがあり、先駆的な取り組みであるか。 ＜評価のポイント＞ ・申請団体の特色を十分活かした取り組みか。 ・事業に、創意工夫がみられるか。 ・事業は、先駆的な内容か。
効果波及性	事業実施により得られる効果が、不特定多数の市民に公益的な効果を与えることが見込めるか。 ＜評価のポイント＞ ・得られる効果が、不特定多数の市民に波及するものになっているか。 ・得られる効果は、一定期間持続することが期待されるか。 ・本市の市内地域まちづくり活動への波及効果が期待されるか。
継続性・発展性	事業の継続性・発展性が期待できる内容となっているか。 ＜評価のポイント＞ ・今後の事業継続に向けた資金や自主的予算の確保を計画しているか。 ・1回限りの事業（単発イベント）になっていないか。 ・まちづくりに貢献し、地域の魅力向上につながるか。

評価基準と点数

5 点	4 点	3 点	2 点	1 点
大変良い	良い	普通	多少問題あり	問題あり
交付事業として他の活動の目標、モデルとなる。	交付事業として適切である。	交付事業として問題ない。	交付事業として疑問である。	交付事業としてふさわしくない。

審査基準の審査項目を上記の評価基準に照らし合わせ各項目 5 点満点で採点し、合計が 15 点未満であった事業については不交付となります。

1 2 交付決定・請求・額の確定

まちづくり市民委員会での本審査の審査結果を踏まえ、東松島市長が交付の可否及び交付金額を正式に決定・通知します。交付決定団体には、交付金請求にかかる書類を送付しますので、内容を確認いただき、通知に記載した締め切り日までに請求書と振込口座の写しを提出してください。

※振込先の口座は団体名義としてください。やむを得ず口座の準備ができない場合は、事前に市民協働課にご相談ください。

交付決定団体について

1. 交付決定団体の周知について

交付金の交付決定を受けた団体は、市ホームページや市報等で周知します。

2. 交付決定団体の活動内容の紹介について

市報や市公式 LINE 等で交付決定団体の事業や活動内容を紹介します。詳細については各団体に対し、個別に連絡します。

3. 活動内容の視察について

交付決定団体の活動状況の確認のため、事業実施日に担当職員が参加させていただくことがあります。

1 3 交付決定団体の事業の実施について

交付決定を受けた事業は、次の内容をよく確認のうえ、積極的に広報活動に取り組み、広く参加者を募るようにしてください。なお、不明点等や詳細については、市民協働課までお問い合わせください。

1. チラシ等の作成について

事業の周知チラシ等の作成時には、次の文言を表示してください。

「この事業は、令和7年度東松島市地域まちづくり交付金（一般提案）を活用して実施しています。」

2. チラシ等の設置について

事業の周知チラシ等を市役所庁舎内や市民協働課窓口、市民センター等に設置することができます。

3. 市ホームページや市報、市公式 LINE での周知について

事業のお知らせやチラシ等を市ホームページや市報、市公式 LINE で周知することができます。

1 4 事業計画変更

交付決定後、事業計画に大幅な変更が生じる場合は、東松島市地域まちづくり交付金（一般提案）変更承認申請書の提出により、市の承認を受ける必要があります。大幅な変更とは、事業の追加や削除、大幅な延期等となります。事業計画の変更については、市民協働課へご相談ください。

なお、提出が必要な書類は下記のとおりです。

	提出書類	備考
1	東松島市地域まちづくり交付金（一般提案）変更承認申請書	様式第 1 3 号
2	事業の変更内容が確認できる書類	任意様式
3	その他	必要に応じて提出願います

1 5 中間報告

交付決定を受けた団体には、9月～10月頃に事業の進捗状況について、書面にて中間報告をお願いします。また、指定された団体には、まちづくり市民委員会にて、プレゼンテーションによる活動報告をお願いすることがあります。団体の活動や予算の収支については常にまとめ、書類の提出や報告に向けての準備をお願いします。

なお、提出が必要な書類は下記のとおりです。

	提出書類	備考
1	東松島市地域まちづくり交付金（一般提案）中間報告書	任意様式
2	その他	必要に応じて提出願います

1 6 実績報告書提出

事業完了後は、事業完了した日から1ヶ月以内に東松島市地域まちづくり交付金（一般提案）実績報告書を提出してください。

（例）令和8年2月28日に事業を完了した場合、令和8年3月28日までに提出となります。

提出が必要な書類については、次ページをご確認ください。

実績報告について、提出が必要な書類は下記のとおりです。

	提出書類	備考
1	東松島市地域まちづくり交付金（一般提案）実績報告書	様式第20号
2	東松島市地域まちづくり交付金（一般提案）事業実施報告書	様式第21号
3	東松島市地域まちづくり交付金（一般提案）事業収支精算書	様式第22号
4	支出確認書類（領収書の写し等）	任意様式
5	事業の実施状況が確認できる書類（写真等）	任意様式
6	その他	必要に応じて提出願います

※交付金は事業が終了した後も5年間は監査の対象となる場合があります。交付対象事業の実績報告書を提出後、最低5年間は領収書等を捨てずに保管をお願いします。

※総事業実績額が交付決定額を下回る場合は、交付金の返還が必要となります。事前に市民協働課までご相談ください。

17 事業成果報告

交付決定を受けた団体は、1年間の事業成果を、まちづくり市民委員会の場で報告していただきます。団体の活動について、市民委員から意見をいただける貴重な機会です。市民委員の意見を参考に団体の次年度以降の事業計画や活動内容の企画の検討をお願いします。

18 まちづくり活動研修会

交付決定を受けた団体には、市民協働課で実施する「まちづくり活動研修会」に原則として参加いただくこととしております。団体が持続可能な活動を行うために必要な知識や情報を得るとともに、他団体との交流を目的として実施し、今後の活動の参考となるような内容を企画しております。

研修会の日程や内容の詳細については、個別にお知らせします。

なお、令和5年度・令和6年度は下記の内容で実施しました。

- 令和5年度 令和5年11月4日（土）10時～11時45分
講話「協力者を巻き込む情報発信を考えよう！」
グループワーク「清掃活動への参加を呼びかけるポスター作成」
- 令和6年度 令和6年11月27日（水）、28日（木）18時30分～20時
講話「個々の力を持ち寄り、地域の力を高める協働を始めよう」
グループワーク「活動の強みを伸ばすために何が必要か考えてみよう」

19 その他

中間報告および事業成果報告については、団体の活動内容や状況を広く市民に知っていただくために、市民へ公開して実施することがあります。詳細については、個別にお知らせします。

20 質問一覧（Q&A）

- Q 1. 同一団体で、別事業の申請を行うことは可能ですか。
- A 1. 事業内容が別であれば可能です。ただし、同一年度内では 1 団体につき 1 事業の申請となります。（複数事業の申請不可）
- Q 2. 団体として過去に東松島市地域まちづくり交付金（一般提案）の交付決定を受けています。改めて申請することは可能ですか。
- A 2. 別事業であれば「新規事業」の区分で申請が可能です。また、同一事業であれば「継続事業」の区分で申請が可能です。ただし、継続事業の場合、申請回数に上限があるので、事前に市民協働課までご確認ください。
- Q 3. 資金計画に変更がありました。項目間で予算の流用を行うことは可能ですか。（例：報償費の予算が 20,000 円だったものが 10,000 円になった。余った予算 10,000 円を需用費として使用することは可能か。）
- A 3. 可能です。ただし、事業計画変更が必要となる可能性があるので、事前に市民協働課へご相談ください。
- Q 4. これまでと交付金の申請回数が変わり、交付金が 3 回までしか申請できないのはなぜですか。
- A 4. 本交付金は最終的に団体の自立した活動継続を目的とし、団体の初期活動を資金面で支援します。交付金の申請回数が増えると交付金頼りの活動となることが懸念されます。計画的な資金調達や自立した団体活動を見据えたうえで交付金を活用いただくため、1 団体あたり 3 回という制限を設けています。
- Q 5. 交付金だけの事業運営を認めないのはなぜですか。
- A 5. 本交付金は継続した団体活動に対する支援となります。継続した団体活動を行うためには、交付金に頼らない、団体の自主的な資金調達が必要となります。団体の自己資金を工夫した事業運営を計画し、長期的な活動を目指してください。
- ※資金調達、事業運営に関するご相談は、まちづくり活動相談会(年 2 回開催予定)をご活用ください。
- Q 6. 事業の実施期間について交付決定後から 2 月末までとなっていますが、4 月から 3 月まで年間を通した事業を実施する場合、期間外の経費は交付金対象経費として認められないのでしょうか。
- A 6. 交付金の対象経費となるのは、事業実施期間内の経費のみです。本交付金は市の税金が使われており、会計年度での精算が必要なことに加え、本交

付金の交付決定および実績報告には、まちづくり市民委員会での審査・報告が必要となるため、この事業実施期間となっています。

Q 7. 交付金を活用した事業を行いたいのですが、なぜこんなに手間がかかるのですか。

A 7. 本交付金は市の税金が使われています。税金の使い道については、誰がどのような活動にどのくらいお金を使ったのか、またその成果などを明確にし、広く市民に知っていただく必要があります。そのため、事業内容や事業計画、事業実施報告書等の書類を提出していただくことや、活動内容を広く周知する必要があります。

※事業計画、収支計画書等交付金活用に関連する書類作成等については、市民協働課までお気軽にご相談ください。

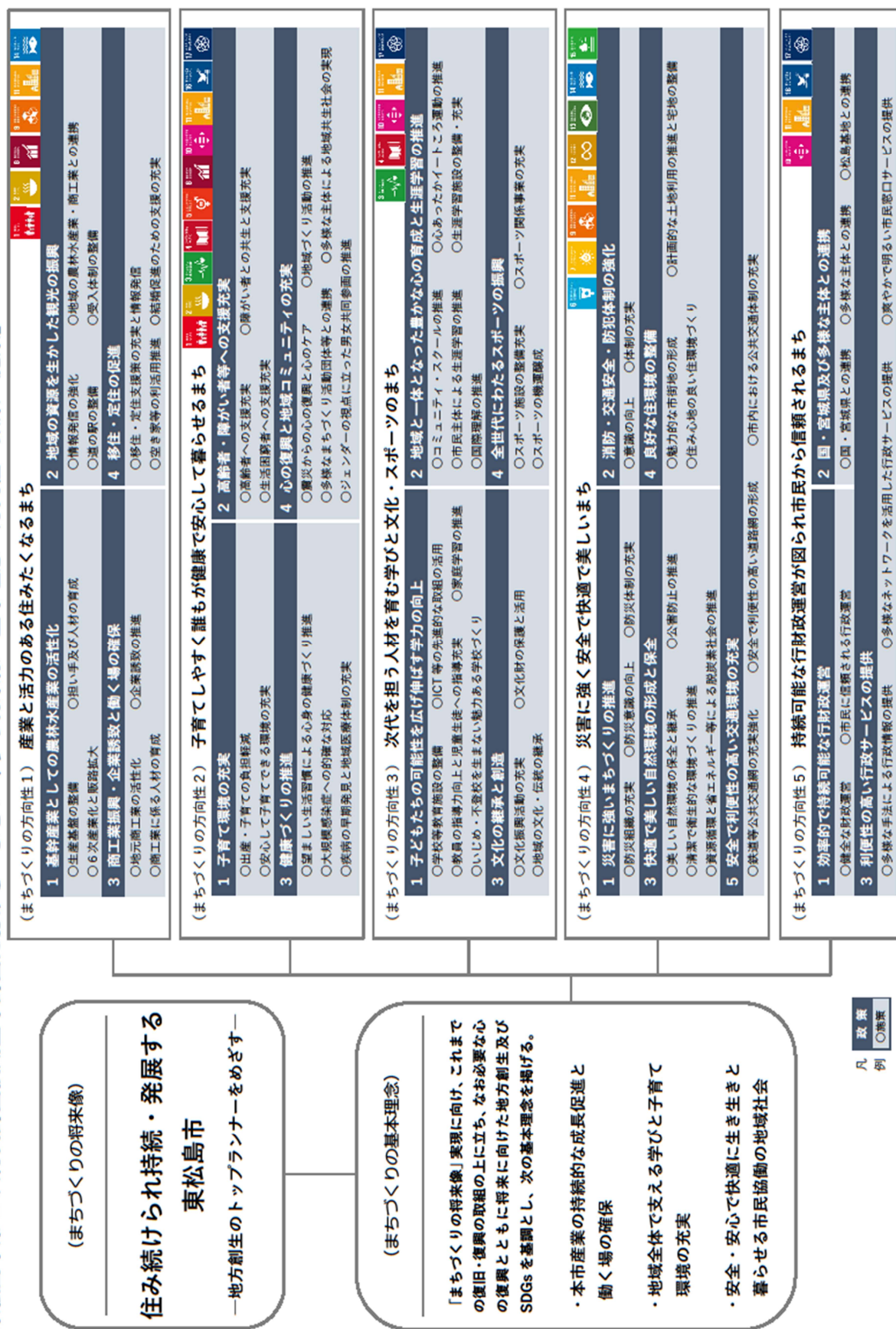
Q 8. 報告会や研修会など、必ず参加しなければならないのですか。

A 8. まちづくり市民委員会での報告会では、自分たちの活動に対し広く意見をいただける貴重な機会です。自分たちの活動が周りからどう見えているのか、何ができていて、何が足りないのかなど、自分たちの活動を振り返ることのできるよい機会です。また、研修会では、他の団体や地域活動に興味のある市民が一同に集まる機会となります。団体活動を行ううえで必要な知識を得るとともに、今自分たちが抱えている問題点などについて情報交換や、他の団体との連携した活動の幅を広げる機会ともなるため原則ご参加いただくこととしております。

Q 9. 市民センター等使用料について減免はありますか。

A 9. 市の後援を受けた事業を行う場合などは、市民センター等の使用料の減免が受けられることがあります。なお、市の後援承認認可要件については総務課が担当となります。詳しくは総務課へお問合せください。

東松島市第2次総合計画後期基本計画における「まちづくりの将来像・基本理念・方向性・政策・施策」



お問い合わせ

東松島市総務部市民協働課まちづくり推進係

住 所（所在地）：東松島市矢本字大溜 16 番地 1

住 所（郵送先）：東松島市矢本字上河戸 36 番地 1

電 話：0225-82-1111（内線 3803・3808）

F A X：0225-82-1391

Eメール：kyodo@city.higashimatsushima.miyagi.jp